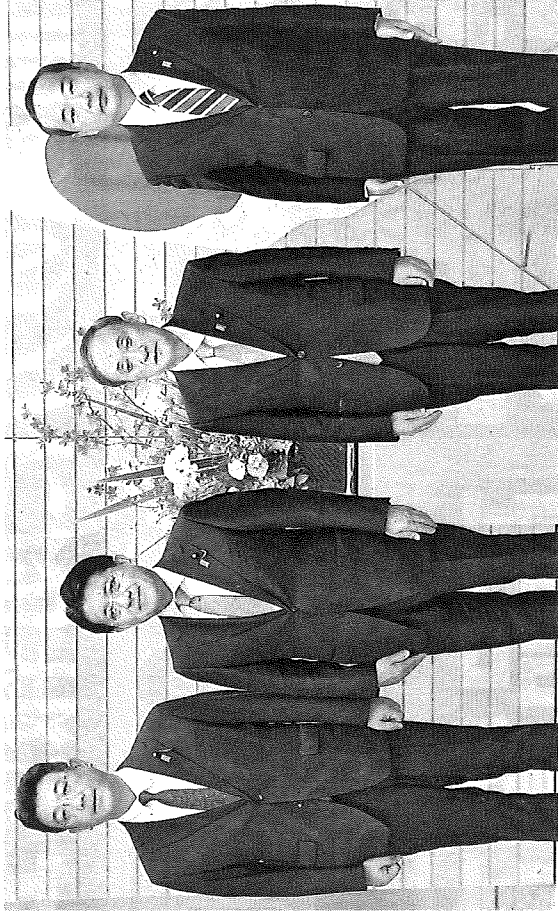


文化



行政オンライン化をほめた記事を推進する「デジタル」の幹事交付を終え、記念写真に納まる(左から)岡上豊平政務官、平井デジタル相、菅首相、藤井比呂子副大臣、岡上1日、首相官邸

退任表明後、多くのメディアや識者コメントでは、菅政権の「功績」として携帯電話値下げとともに、デジタル化の促進が挙げられている。その象徴が9月1日に発定したデジタル行政の成立ということに

政権の功績

政治家・菅義偉の1日1番地ともいえる「総務省

デジタル時評

〈9月〉

山田 健太

なろう。実際は、野党を言わぬまでも菅政権の功績は、その柱であるデジタル行政は民主党政権の置き土産ではある。

個人情報保護

県は住民情報守れるか 条例改正最初の試金石

があるものなのだ。全面改正された個人情報保護法が完全施行されるのは2年後と想定されているが、この夏以降、徐々に具体的な政府解釈が明らかになりつつある。自治体権限の解釈指針(「改正個人情報保護法の規律に関するQ&A」)でも、条例運用の基本原則を委譲することを要しない状況が読み取れる。

それはいつまでもなく、私たちの日常生活にも影響を与えざることを意味する。以下では、具体的に何が委譲されているのかを確認していく。

この点では、4点にわたる項目ごとにならぬことにする。その第1は、要配慮個人情報の扱いだ。沖縄も含め多くの条例では、地方自治体が思想・信条を含むセンシティブ情報(要配慮情報)の収集を原則禁止している。しかし新法では、この種の情報の収集を制限する規定がなく、法で可能な収集情報を条例で禁止し、

案件」として、さらに首相就任以降は内閣官房で直轄し、民間を含めたデジタル活用推進を目標し、個人情報保護より利活用を重視してきた。とりわけ行政機関の自由な情報利用の障壁を、徹底して排除する制度構築を目標したという点では、大きな法構造の転換となった節目の政権であったことは間違いない。

法改正のポイント

今回の法改正の大きなポイントは一元化と標準化だ(本欄4月10日付参照)。一言でいえば、前回は民間、公的機関(行政および独立行政法人)の個人情報保護法制を一本化することを求め、後者は国と地方自治体の制度統合化のようだ。ここでは200個問題の解消のためと喧伝されてきた。後者に伴う地方自治体

とも決めた。関連して、その制約となるような旧来の情報システムをバイパスして、国独自のシステムに乗り換えることを求めている。直近のデジタル連携情報の管理システムはまさにその先取りで、国が新システムを設計、これに統合することを求めた。それがスタートアップにならぬ現場の混乱を呼んでいるのをおぼろげに、この国の意識取りが意味あるものかどうかは見えてくる(それ以前に、コロナ禍に

制限することは認められなという解釈を政府は示している。こうした「規制緩和」により、もともと保護しなくてはならない機微情報の収集(当然にその利活用)を解禁するときは、自治体が無条件にのんびりかか問われる。施行までに条文が是正されることを求めた。だが、少なくともガイドラインで、合理的な理由がある場合はどの国レベルより厳しい「上乗せ規制」ができるようすくま。

になる部分でもあり、せめて自治体が収集した住民情報が、各自治体内にとどまることでデジタル化としての利活用の障壁になることになった。しかしこうしたチェックをなくすとは、収集情報がスループートオンライン化され、それがそのまま国に流れ、匿名加工化することで、自由に民間利用も可能になることを意味する。しかもこれらの過程で、本人の了解はほぼ一切不要になる。

自治体の役割

第3は、前述の二つに関する話でもあるが、自治体が有する「審議会」の権能についてである。これについても新法は原則、国の個人情報保護委員会があるのだから事実上不要、という原則を示した。確かに、小さな自治体でも十分にエックス機能が集まれている場合も少なくない。しかし、自治体として国による監視してもらえば、保護レベルは上がるということになる。

しかし美観として多くの自治体では、外部委員による厳格な合議体審査により、情報公開や個人情報保護を住民の視点で行ってきた。それを、1億2千万人の個人情報や国で一括して面倒を見ることになったので任せと大丈夫かと

問われ、イエスという人は少ないのではないが。机上の空論とまではいわないまでも、美効的な保護システムの後遺症は少なからず。ほかにも第4として、対象機関を国基準に合わせることにすると、多くの自治体で議会が外れることになる。さらには、個人情報保護条例と情報公開条例をセットで運用している自治体が多いことを考えると、情報公開制度の対象からも地方議会が外れる可能性も否定できず、住民の権利利益の保護が減退することになる。

国は「自律的な対応」を求めており、別途、別の条例を制定する必要があるものの、現在の条例ができた時代とは背景が異なり、現在はバッククランッシュが起きているような状況の中、国会では存在しないのになぜ地方で作る必要があるのかといった議論が、議会からも地方行政(首長)からも出てくるのが信懐される。

これらからわかるように、個人情報保護の軽減政策は、功績ではなく大きな汚点であることを、改めて確認しておきたい。(専修大学教授・言論法) (第2土曜掲載)

新刊紹介

写真の枠を超えた挑戦

『マン・リ』と女性たち (慶応大学監修・著)

写真、絵画、マンガ、多様な作品が知られる20世紀を代表するアーティスト、マン・リ。作品ミューズとなった女性たちや、女性的な表現に光を

て、詳しく解説した作品

や、女性的な表現に光を

て、詳しく解説した作品

や、女性的な表現に光を

あたら 100 同人『櫻』 幸辰 思潮『現代詩賞』 賞短歌部奨励賞

◇第1

写真の枠を超えた挑戦

『マン・リ』と女性たち

(慶応大学監修・著)

写真、絵画、マンガ

多様な作品が知られる

20世紀を代表するア

アーティスト、マン・リ

印象だったという。「まぐ

「ある意味では、捕まっ

と聞いたんです」

「とはいえ、政権を奪還

は。これらからわかる

場所が、美は世界とつなが

て、詳しく解説した作品